

【議案第91号】 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

- 教育を受ける機会の支援を拡充するもの
- 主な改正内容
 - ・区分：高等学校（私立）→ 高等学校
 - ・高等学校・高等専門学校への貸付人員：10人以内→20人以内
 - ・専修学校・短期大学・大学の貸付人員：20人以内→25人以内
 - ・現行の市内居住要件に加え、市内居住者で市内の中小企業等への就業期間についても返還免除要件に追加
- 公布の日から施行

【議案第92号】 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・満3歳以上限定小規模保育事業の基準等の追加
 - ・児童対象性暴力等防止に関する条項の追加
 - ・小規模型保育事業所 A 型等における特定理学療法士等の配置に関する条項の追加
- 公布の日の翌日から施行（一部公布の日、一部令和8年12月25日から施行）

【議案第93号】 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・児童対象性暴力等防止に関する条項の追加
- 令和8年12月25日から施行

【議案第94号】 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・満3歳以上限定小規模保育事業の基準の追加
- 公布の日の翌日から施行（一部公布の日から施行）

【議案第95号】 飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例

- 飯塚市穂波福祉総合センターの大規模改修に伴い、当該工事期間中に市長による施設維持管理を行う必要があるため、市長又は指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、関係規定を整備するもの
- 令和9年4月1日から施行

【議案第96号】 飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の公布に伴い、関係規定を整備するもの
- 令和8年10月1日から施行

【議案第97号】 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

- 飯塚市地方卸売市場花き部を廃止することに伴い、関係規定を整備するもの
- 福岡県知事による変更認定を受けた日から施行

【議案第98号】 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・葬祭補償の定額部分の改定
315,000円 → 330,000円
- 公布の日から施行

【議案第99号】 契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）

- 競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事
 - ・契約金額 214,847,600円
 - ・受注者 福岡県飯塚市花瀬139番地4
オガワ設備工業株式会社
代表取締役 竹内 武志
- （関係法令） 地方自治法 第96条第1項第5号
飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条

【議案第100号】 財産の取得（端末管理機能ライセンス）

- 市立小学校における学習端末機器の管理に供するため
 - ・取得する財産 端末管理機能ライセンス 6,807本
 - ・取得価格 24,335,025円
 - ・契約の相手方 福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号
株式会社 大塚商会 九州支店
支店長 梅原 章行
- （関係法令） 地方自治法 第96条第1項第8号
飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例 第2条

【議案第101号】 訴えの提起（介護給付費返還請求事件）

- 過誤により生じた介護給付費の返還に事業者が応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に返還請求訴訟を提起するもの
- 請求の内容
 - ・介護給付費の返還
 - ・訴訟費用（当該裁判にかかる諸費用）の支払
- （関係法令） 地方自治法 第96条第1項第12号

【議案第102号】 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

○飯塚市文化会館の管理運営に係る指定管理者の指定

- ・ 指定管理者 福岡県飯塚市飯塚14番66号
公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団
理事長 谷口 宗生
- ・ 指定期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

【議案第103号】 市道路線の認定

○認定の理由と内容

- ・ 寄附採納に伴うもの 1路線 52.2m
 - ・ 開発帰属に伴うもの 8路線 1060.0m
- (関係法令) 道路法 第8条

【議案第104号】 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

○人権擁護委員の推薦 1名(令和8年12月31日任期満了)

(関係法令) 人権擁護委員法 第6条第3項

【決算認定議案】

認定第1号～第10号

令和7年度 飯塚市一般会計、特別会計 歳入歳出決算の認定

認定第11号～第14号

令和7年度 飯塚市水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、飯塚市立
病院事業会計 決算の認定

【報告第17号】 専決処分の報告(物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第13号(令和8年7月17日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 341,000円(修理費用341,000円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和8年6月21日(日)午後5時00分頃
- ・発生場所 飯塚市鹿毛馬地内
- ・事故の状況 財産活用課所管の市有地の樹木が倒れ、相手方所有のテレビ受信ケーブルを損壊させたもの

【報告第18号】 専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第14号(令和8年7月22日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 228,250円(修繕料228,250円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和8年2月24日(火)午後1時30分頃
- ・発生場所 飯塚市鶴三緒地内
- ・事故の状況 生活支援課職員が巡回訪問中、交差点を右折しようとしたところ、交差点内のポストコーンに車両が接触し、ポストコーンを損傷させたもの

【報告第19号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第25号(令和8年8月7日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 18,600円(タイヤ取替費用31,000円の内、市の過失6割)
- ・発生日時 令和8年7月1日(水)午後10時00分頃
- ・発生場所 飯塚市秋松地内 市道 秋松・瀏ヶ久保2号線
- ・事故の状況 相手方が市道を北方面から南方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両右前のタイヤを損傷させたもの

【報告第20号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第23号(令和8年8月4日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 11,644円(タイヤ取替費用23,287円の内、市の過失5割)
- ・発生日時 令和8年6月29日(月)午前6時00分頃
- ・発生場所 飯塚市大分地内 市道 鶯塚・中野線
- ・事故の状況 相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左前のタイヤを損傷させたもの

【報告第21号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第24号(令和8年8月4日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 61,500円(タイヤ及びタイヤホイール取替費用123,000円の内、市の過失5割)
- ・発生日時 令和8年6月29日(月)午前7時30分頃
- ・発生場所 飯塚市大分地内 市道 鶯塚・中野線
- ・事故の状況 相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側前後のタイヤ及びタイヤホイールを損傷させたもの

【報告第22号】 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第12号(令和8年7月10日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 74,432円(車両修繕料248,105円の内、市の過失3割)
- ・発生日時 令和8年4月15日(水)午後2時5分頃
- ・発生場所 飯塚市長尾地内 筑穂支所駐車場内
- ・事故の状況 農業委員会職員が筑穂支所へ向かうため、駐車場に徐行しながら右折進入したところ、市車両の右後方から発進してきた相手方車両の左前部分部分が、市車両の右後方に接触し、双方の車両が損傷したもの

【報告第23号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

専決第15号～第18号(令和8年7月31日専決)

○市営住宅使用料等の滞納者4名に対して福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起したもの

○請求の内容

- ・市営住宅の明渡し
- ・未払市営住宅使用料等の支払
- ・賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
- ・未払市営駐車場使用料の支払
- ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

【報告第24号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

専決第19号～第22号(令和8年7月31日専決)

○市営住宅使用料等の滞納者4名に対して飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたもの

○請求の内容

- ・滞納市営住宅使用料等、滞納駐車場使用料等の分割支払
- ・今後の市営住宅使用料、市営駐車場使用料の納期順守
- ・分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料等の支払を通算して3月以上怠った場合、市営住宅等の明渡し及び市営住宅使用料等の一括支払

【報告第25号】 継続費精算報告書の報告(令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

(関係法令) 地方自治法施行令 第145条第2項

【報告第26号】 令和7年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

○健全化判断比率

- ・実質赤字比率 実質赤字額なし
- ・連結実質赤字比率 連結実質赤字額なし
- ・実質公債費比率 6.7%
- ・将来負担比率 将来負担比率なし

○公営企業の資金不足比率

- ・水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、飯塚市立病院事業会計
- ・地方卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、工業用地造成事業特別会計

全会計とも資金不足額なし

(関係法令) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条、第22条